

改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に関する説明会のご案内

日時 第1回目：平成27年10月30日（金）午後2時00分～2時間程度
第2回目：平成27年11月 2日（月）午後2時00分～2時間程度
第3回目：平成27年11月 4日（水）午後2時00分～2時間程度
場所 那覇第2地方合同庁舎1号館 2階共用大会議室
那覇市おもろまち2-1-1
参加費 無 料

※那覇労働基準監督署管内の50人以上事業場（一部、本社一括を含む）にご案内文を郵送しています。同封の出欠連絡票にて申込み下さい。

問い合わせ先 那覇労働基準監督署 安全衛生課（868-3431）

担当 比嘉、安藤

※50人未満の事業場又は那覇監督署管内以外の事業場で参加を申し込む場合参加連絡票 ← にて申込み下さい。

ストレスチェックって何ですか？

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。

「労働安全衛生法」という法律が改正されて、労働者が50人以上いる事業所では、2015年12月から、毎年1回、この検査を全ての労働者※に対して実施することが義務付けられました。

※ 契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です。

何のためにやるのでしょうか？

労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

いつまでに何をやればいいのか？

ストレスチェック制度（準備から事後措置まで）は、以下の手順で進めていきます。

2015年12月1日から2016年11月30日までの間に、全ての労働者に対して1回目のストレスチェックを実施しましょう。



ストレスチェック制度の実施手順